

創業支援サポートローン「近江翔人・W」

令和3年10月1日現在

商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・〈ながしん〉創業支援サポートローン「近江翔人・W（ダブル）」 ※日本政策金融公庫 国民生活事業 協調融資
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業エリア内で新たに創業される方、若しくは創業後5年以内の法人、個人事業主。 ・新事業（第二創業）の場合は、新事業開始から5年以内の法人、個人事業主。 ・お申し込みには、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金（運転資金・設備資金）
ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業者当り 合計 3,000万円以内（100万円以上10万円単位） [長浜信用金庫] 1,000万円以内（所要資金の90%以内） [日本政策金融公庫] 2,000万円以内
ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 7年以内 ・設備資金 10年以内
ご融資利率	<p>[変動金利型] TIBOR 連動型（年1回見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率 ご融資利率は店頭でご確認ください。なお、利率は金利情勢などに依り変動します。 ・ご融資後の利率の見直し 毎年10月1日を見直し基準日とし、前回基準日との利率差だけ融資利率を変動します。新融資利率は、毎年12月の約定返済日の翌日から適用されます。 ※下記項目に該当すれば、最大0.30%の金利優遇となります。 ・Uターン、Jターン、Iターンを伴うお申し込み（△0.20%） ・女性事業者のお申し込み（△0.10%） ・ながしん「若手経営者の会」の会員または特別会員（△0.10%） ・「ながはま・こほく創業塾」または「まいばら経営塾」の修了生（△0.20%） ※団体信用生命保険に加入される場合は、融資利率に所定の金利が上乗せとなります。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金または元利均等分割返済（元金据置1年まで可能）
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、連帯保証人として原則代表者1名が必要です。 ・個人事業主の場合、連帯保証人として原則1名が必要です。 （滋賀県信用保証協会の保証について取扱いが可能）
担保・火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として無担保での取扱いとなります。 ・お申し込みいただく内容により有担保での取扱いとさせていただく場合があります。その場合、原則として融資対象の建物には時価額で融資期間に応じた火災保険に加入していただきます。（担保設定費用、火災保険料はお客さまの負担となります。）
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の団体信用生命保険に加入していただけます。（任意） [引受保険会社] SBI生命保険 [保険契約者] 一般社団法人 全国団信推進協会 [団信種別/対象年齢/金利上乗せ] ① 全疾病保障付団信（対象年齢 満20歳以上満50歳以下） 金利0.30%上乗せ ② 一般団信（ // 満51歳以上満65歳以下） 金利0.35%上乗せ ・上記①の全疾病保障付団信を申込された方が、告知審査の結果、上記②の一般団信の加入となる場合があります。 ・通常より引受範囲を拡大したワイド団信は、上記①②いずれかの団信を申込後、告知審査の結果による加入となります。この場合、別途0.30%の金利上乗せとなります。 ・それぞれの団体信用生命保険の保障内容等詳細については、別途SBI生命のパンフレットおよび被保険者のしおりをご参照いただくか、窓口へお問い合わせください。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください。

<p>苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-5492-74）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
-----------------------------	--